

東小学区地域づくり協議会だより

「絆で結ばれ、学区民が集う元気な地域 地域は学区民一人一人が育て守る」

第6号

令和5年7月

東小学区地域づくり協議会

会長 酒井 新二

事務局 広報担当

7月7日 福祉・防災,危機管理の勉強会が開催されました。

各区より出席頂いた役員の方々です。加殿区長仁科清・自主防災会長古屋知広。田代区長秋津恒。大平区長滝川昌晃・代議員宮内亨・自主防災会長杉山守。小立野区長綾部。田代区代議員秋津勝・遠藤敏。日向区長鈴木雅樹。本立野区長岩下数敏(敬称略)。今後の活動の一助とし、区民の皆様のご協力をお願いします。—酒井会長談—

どうする？ 東小学区

伊豆市 福祉相談センター

項目	東小学区	伊豆市
総人口	2,651人	28,597人
高齢者人口(65歳以上)	1,132人	12,090人
生産年齢人口(16~64歳)	1,299人	14,076人
15歳以下	220人	2,431人
世帯数	1,096世帯	13,383世帯
☆一人暮らし高齢者世帯	205世帯	3,077世帯
☆高齢者夫婦のみ世帯	169世帯	1,972世帯
☆その他高齢者のみ世帯	30世帯	278世帯
☆高齢者のみ世帯(一人暮らし、夫婦のみ、兄弟・家族)	404世帯	

(R5.4.1)

- ・東小学区総人口 2,651人
- ・高齢者人口(65歳以上) 1,132人
- ・要介護認定者概ね 180人位(16.2%)
- ・要介護認定者は後期高齢者が多い
- ・独居・老夫婦のみ世帯約 37%
- ・元気な高齢者概ね 950人位

- ・高齢者が多いが、元気な高齢者も多くおり地域の支え手として活躍の余地がある。
- ・現役世代1人が高齢者1人を支えているが、高齢者が支え手になることで現役世代の負担が軽減される。

！生活の困りごと…どんな声を聞きますか？

「生きづらさ」を抱えている人。高齢による地域活動に参加できない、地域での孤立化、外出・経済的困難、認知症対応、引きこもり、老老介護、認認介護、家庭内障害者を抱えている人、8050問題など。

- ❖ 一人暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ世帯の安否確認や見守り。
- ❖ 地域や家族のつながりの稀薄化で異常の気づきが遅れ問題になり発見(虐待・孤独死など)。
- ❖ 8050問題、ひきこもりなど親亡き後、社会との繋がりがなくなる。
- ❖ 誰でもが歳を重ね、身体的・精神的不安がある。自助はもちろん共助・地域での支え合いが重要。

！孤立させない繋がりをつくるために

- ・公的制度の利用・介護サービス、障害サービス、医療機関、社会福祉協議会への相談(公助)。
- ・就労支援・その人に合った就労先を探す。公的職業訓練制度の紹介。
- ・地域活動への参加・通いの場、サークル、ボランティア活動への参加。例、男組。クラブ柏久保など。
- ・地域の見守り・地域や近所の方、ボランティア、民生委員、独居高齢者の様子を気にかける事など。
- ・社会参加の場の創出・新たな活動の場や働く場

♡これら課題を自分事として捉え、お互い様を理念にまるごと地域づくりの確立が求められる。

！地域住民の活動あれこれ

- ・ふれあいサロン(サロン加殿、サロンさつき、サロン大平、サロン小立野)。
- ・各区設置地域福祉委員会活動。
- ・ロコトレOB会(大平モクレン会、本立野さぐら会、加殿ロコトレOB会)。
- ・老人クラブ活動(大平、本立野、加殿)。

！他地区的地域づくり協議会の好事例

- ・熊坂地区地域づくり協議会との連携・アンケート調査により居場所づくりの開設。
- ・大東地区地域づくり協議会との連携・廃園保育園利用しカフェの開設。

どうする？避難

伊豆市 危機管理課

！伊豆市の避難所の種類と運営

市指定の避難場所	指定避難場所 修善寺東小学校	災害の危険性から 避難者が一時的に滞在	市職員 3名派遣
	自主避難場所 生きいきプラザ	台風等の危険性から 自動的に早期避難	市職員 2名 市保健師 1名派遣
その他避難場所	公民館等の一時避難場所	在宅避難、分散避難、まずは身近な公民館等へ避難 周辺の危険増加により指定避難所へ移動	

！区民による区民のための避難所運営

◎指定避難所運営の課題

課題 1. 突発地震では、市民も職員も被災する可能性がある。

2. 避難所運営と市役所業務を並行していく必要がある。⇒避難者が主体的に避難所運営に係る。

！避難所の開設…指定避難所のカギの開錠・安全点検・レイアウト図の決定。



！避難所運営組織の編成…必要な活動を実施するグループを編成する。

課題 1. 避難者の自動的な避難所運営が必要。避難所自治の確立。

2. 事前に避難所運営訓練の実施が重要。令和4年「月ヶ瀬区」訓練実施。

！避難所における注意事項

* 避難所の注意事項の掲示 * 生活ルールの制定 * トイレの使い方など。

！避難所での生活ルール

* 住みよい環境となるよう生活ルールを決める。生活の変化により臨機応変に見直しを実施。

☆避難所は被災者が一定期間生活を送る場所です。「避難者が自ら行動し助け合いながら避難所を運営する。」避難所運営マニュアルの作成と避難所運営訓練を通じて各自の役割について周知・確認しておくことが重要です。また若い人や女性の視点を避難時運営に取り入れる必要があります。



お願い

ご意見・ご希望のある方は、各区長様又は区選出幹事へお寄せください。

直接、事務局へお申し出も可能です。

事務局 電話 72-2715(酒井) メール saKai819@re.commufa.jp